

「自治体職員のための」LGBTQ理解増進法逐条解説ハンドブック

行政が多様な一人ひとりの人権を守るということ

日本大学大学院危機管理学研究科教授 鈴木秀洋

立法趣旨・客観的記述を重視

本書は2023年6月13日成立・同23日公布となつた性的指向及びジェンダーアイデンティティーの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(23年法律第68号)、いわゆるLGBT理解増進法の逐条(この解説を行い、当該法律が正しく理解され、運用されること、この法律の目的たる「性的指向及びジェンダーアイデンティティーの多様性に寛容な社会の実現に資すること」を目指すものである。

本法律は議員立法であり、必ずしも詳細な立法資料が示されていないため、本書では衆議院及び参議院における立法提案者側及び政府側答弁を丁寧かつ正確に拾っている。

本法律が「多様性に関する国民の理解が十分でない現状(1条)との立法事実を挙げ、「不当な差別はあつてはならない」との認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現(3条)を掲げている以上、行政実務担当者には本法律を憲法及び他の法令と整合的解釈を行いつつ、具体的な施策遂行が求められる。

この観点から、本書は専門家(行政法学者)・法制執務経験者の立場から判例通説的視点を重視して客観的執筆を行っている。

本書の構成・内容

本書は①序説②第1部立法経緯と法律骨子③第2部逐条解説④第3部論点解説⑤第4部資料編⑥おわりにとの6部構成である。

立法経緯では、2016年の自民党特命委員会案及び野党提出法案から本法律案の提出までの9本の法律案等の経緯をたどる。逐条解説では、条文ごとに趣旨、立法経緯、解説を行っている。

論点解説では、①公衆浴場等の利用に関する論点 ②女性トイレを解消してジェンダーレストイレを推奨するのではないかとの質問 ③公衆浴場や公衆トイレの利用等についての政府見解 ④自民・公明提出案と修正成立案との相違等 ⑤EPRMを重視した政策実行 ⑥今後のLGBT理解増進法の施策遂行——など自治体からの質問の多い6論点を抽出した。資料編では、2016年からの国会提出法案等、現在の内閣府等の取り組み(HIP資料)、学術研究データ・資料等、関連法律、最高裁23年7月11日判決、最高裁23年10月25日判決等を挙げる。

自治体職員等へのメール

書籍名としてはLGBTQを使用したか、本来性的

すずき・ひでひろ=元文京区子ども家庭支援センター所長、男女協働課長、危機管理課長、総務課課長 補佐、特別区法務部等歴任。内閣府、こども家庭庁、東京都審議会等の委員を務める。法務博士(専門職)、保育士、防災士。鈴木秀洋研究室<https://suzukihidehiro.com/>



を務める。法務博士(専門職)、保育士、防災士。鈴木秀洋研究室<https://suzukihidehiro.com/>

多様な立ち位置に立ってみて、そこから見える景色を踏まえて、(略)安全安心な共生社会をつくるのが行政の使命なのである。法律の目的や基本理念を踏まえ、正しく議論をたどってみれば、今後の性的マイノリティーにかかる施策を着実に進め、安全安心な世の中を築いていく一歩になり得る、そういう土台とし得る法律であるように思う。

この条例は、筆者が立案担当者として、当時はいまだ先例がなく、国や他の行政機関からの十分な理解が進まない中で、当事者の様々な声をアウトリーチして収集し、意見交換を行い、さらに議会や関係機関に何度も説明を重ね、粘り強く働きかけて全身全霊をかけて制定したものである。全国の自治体の先駆けとなる条例として、違憲に至る最高裁判所の決定文に、自らの取り組みが記述され、公務員としての自己の役割と責任の果たし方が評価されたことは、感慨深い。

行政担当者がその担当ポストにいる意味、そして、権限と責任を担う行政担当者の使命の果たし方について、皆さんにメールを送りたい。

困っていないという当事者の声もある、または対立が生じて施策を進められないという行政担当者の姿勢は、正しくない。個々人の求める利益・見解が異なるのは当たり前である。対立が生じた場合に、どちらかの利益を削る施策ではない。困っていないという当事者(職員)は憲法尊重擁護義務を負い、多様性の尊重規定といえる憲法第13条、差別を禁じる憲法第14条を体现する役割を果たす立ち位置を求められているからである。対立をジャッジするのが仕事ではない。

○23年7月11日(最高裁判決)経済産業省トイレ利用制限事案では、人事院の判断に対し、(略)上告人の不利益を不当に軽視するものであつて、関係者の公平並びに上告人を含む職員の能率の発揮及び増進の見地から判断しなかつたものとして、著しく妥当性を欠き(裁量権の範囲を逸脱・濫用)違法との判決が下された(略)。

また、同10月25日(最高裁決定)戸籍上の性別変更(手術をせずに性別変更を求める)申立事案において、手術要件を違憲とした判決文には、次の記述がある。「性同一性障害を有する者を取り巻く社会状況等」の項目において、「地方公共団体においては、平成25年に、東京都文京区で性自認等を理由とする差別的な取扱いその他の性別に起因する人権侵害を行つてはならない旨の条項を含む条例が制定されて以降、相当数の地方公共団体の条例において同趣旨の条項が設けられている」